鎌倉市消防本部告示第２号

指定催しの指定について

鎌倉市火災予防条例（昭和37年３月条例第２号）第43条の２第１項の規定に基づき、鶴岡八幡宮初詣を指定催しとして指定したので、同条第３項の規定により告示します。

令和８年（2026年）11月12日

鎌倉市消防長　高橋　浩一

１　催しの開催場所
　鶴岡八幡宮境内

２　催しの名称
　初詣

３　催しの開催期間
　令和８年（2026年）12月31日（木）から
　令和９年（2027年）１月５日（火）まで